

## 久留米市鳥類センター管理業務委託仕様書

### 第1節 一般事項

#### 1. (目的)

本委託業務は、久留米市鳥類センターの機能を確保し、安全且つ円滑な業務遂行を図るため、管理業務を委託するものとする。

#### 2. (適用)

この仕様書は公益財団法人久留米市都市公園管理センター(以下「甲」という。)が運営する久留米市鳥類センターの管理業務委託受託者(以下「乙」という。)について適用する。

#### 3. (軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または業務施工上当然必要なものについては、甲の指示に従い乙において異議なく施工するものとする。

#### 4. (業務の変更及び解除)

甲は、必要のあるときは委託業務の内容を変更し又は、委託業務を一時中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合において業務委託料又は、履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。但し、仕様書に定める範囲内での軽微な変更、または業務施工上当然必要なものについては、甲の指示に従い乙において異議なく施工するものとする。

#### 5. (質疑の委任)

乙は、本仕様書に定める事項について質疑を生じた場合、または仕様書に定めのない管理業務の細目については、甲の監督職員の指示に従うものとする。

#### 6. (仕様の委任)

委託業務の執行にあたっては、この仕様書による他、必要に応じて別に定める管理基準によるものとする。

### 第2節 管理業務の対象となる区域及び施設概要

#### 1. (久留米市鳥類センターの区域)

・別紙図面における区域

#### 2. (久留米市鳥類センターの施設概要)

- ・所在地 福岡県久留米市東櫛原町1667中央公園内
- ・設置 昭和45年1月
- ・面積 1.7ha

### 3. (飼育動物)

※令和元年9月30日現在

飼育動物		適用
種類	点数	
81種	553点	鳥類 69種 399点 ほ乳類 9種 139点 は虫類 3種 15点

### 第3節 営業日及び営業時間

#### 1. (営業日及び営業時間)

施設名	営業日（休業・定休日）	営業時間
久留米市 鳥類センター	営業日：1月2日～12月28日 (休業日：12月29日～1月1日) (定休日：毎月第2月曜日 ※8月以外)	午前9時～午後5時まで ※プール営業期間中 午前9時～午後6時まで

#### 2. (就業日及び就業時間)

##### ・就業日

令和2年4月1日～令和3年3月31日（365日間）

##### ・就業時間

通年 8:30～17:15

#### 3. (休憩時間)

労働基準法を遵守し、就業時間内で業務に支障を与えない範囲において取るものとする。

### 第4節 管理体制

#### 1. (総括責任者及び職員配置)

乙は、業務を円滑に遂行するため、現場において責任者を配置すると同時に各業務を適切に実施できる人員配置し、甲に書面を提出し承認を得ることとする。また、勤務態度不良と判断される場合においては、甲の指示により職員の交代を命ずることができる。

#### 2. (服務)

乙は、従事する職員に甲の施設の管理業務内容を十分に把握、理解させ、来園者との対応等には十分に注意を払わせ業務を行わなければならない。

#### 3. (研修)

(1) 乙は、管理業務に従事する職員には対応マナー等の事前研修、及び業務場所における実践研修を実施させた上でなければ、就業させてはならない。

(2) 乙は、対応マナーの向上、個人情報保護の徹底等、資質の向上に向けた定期的研

修を実施するとともに、甲が実施する安全訓練等に参加しなければならない。

#### 4. (服装)

乙は、従事する職員に名札を必ず着用させるとともに、乙が定めた制服にて就業させること。

### 第5節 計画書・報告書類の提出

#### 1. (計画書等)

契約締結後直ちに監督職員と協議を行い下記の書類を提出すること。また下記以外に監督職員が業務上必要と判断した場合は速やかに提出するものとする。

- (1) 業務着手届及び年間工程表
- (2) 業務施工計画書

#### 2. (報告書等)

乙は、管理業務の業務日報及び毎月業務実施報告書を提出すること。また、飼料等の購入については購入品、購入先等の記録を整理しておかなければならない。

### 第6節 施工

#### 1. (委託期間)

令和2年4月1月から令和3年3月31日迄とする。

#### 2. (共通事項)

久留米市鳥類センターの管理業務にあたり、動物の飼育・繁殖・健康管理等について、この仕様書の有無にかかわらず、必要な処置を行わなければならない。また、動物や飼料の調査研究、飼育記録の管理を行い、甲が提出を求めた場合は、速やかに提出するものとする。

#### 3. (清掃業務)

(1) 乙は、久留米市鳥類センター区域内の美観の保持及び快適な環境保全に努めること。なお、清掃基準については、甲が定めた別紙①「久留米市鳥類センター維持管理業務委託 管理基準」に基づき実施するものとする。

また、来園者及び業務の妨げとならないよう作業を実施し、廃棄物及び回収物等は速やかに且つ適正に指定場所に搬出し処理を行うこと。

(2) 可燃物（灰皿処理等）には十分注意を払い処理すること。

#### 4. (給餌業務)

(1) 衛生基準を遵守し、良好な衛生状態を保持し、調理器具等は十分注意を払い、取り扱うこと。

(2) 衛生管理上、故意にまた調理方法等の不注意により動物に損傷を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

## 5. (施設管理業務)

動物舎のチップ・山砂の入れ替え等については、来園者に支障がないようを行い、不用となったチップ、山砂等については速やかに指定場所に搬出し、適正に処理すること。

## 6. (受付業務)

- (1) 来園者受付や来客者対応、電話対応・料金収受・精算は速やか且つ適正に行うこと。また、売店の物品の販売・在庫管理についても同様とする。
- (2) 移動動物園又はその他イベントの補助は目的をよく理解し、監督職員の指示のもと、適正な業務を行うこと。

## 7. (その他)

乙は、業務に必要な施設は、監督職員と協議のうえ使用することができる。但し、損傷を与えた場合は乙の責任において弁償すること。また、使用の際は、節水、節電に努めること。

## 第7節 緊急時対応業務

### 1. (緊急時対応)

乙は、豪雨・台風等による緊急避難に対しては、気象条件等の情報を収集・把握し、施設の被害損害を最小限におさえるための体制を確立しておくものとする。

### 2. (施設撤去・復旧)

乙は、安全かつ快適に施設を提供し維持していくため、次に掲げる事項に配慮し、監督職員と連携し、緊急時に必要な処置を講じなければならない。

- (1) 雷発生時の利用者の避難誘導
- (2) 台風等による施設結束及び撤去復旧

### 3. (鳥インフルエンザ等の対応)

乙は、当施設及び周辺施設等に高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等発生時は、監督職員の指示に従い、早急に安全対策を実施すること。また、近隣の類似施設の状況に留意し、常に情報収集等に努めること。

### 4. (緊急時報告)

乙は、上記の対応を行った場合、監督職員にすみやかに報告するものとし、必要に応じて書面にて提出すること。

## 第8節 安全管理

### 1. (安全管理)

乙は、常に業務の安全に留意し現場管理を行い、事故防止に努めるものとする。

## 2. (保安上の処置)

乙は、業務執行において、交通の傷害、その他の公衆に迷惑を及ぼす行為のないようし、特に園の来園者に危害及び損傷を生じないよう適切に執行するものとする。

## 3. (事故防止及び事故処理)

乙は、業務の実施に関して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。事故が発生したときは、応急処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び損害の内容等について、直ちに甲に報告するものとする。

## 4. (施設の損傷)

業務の実施にあたり、施設を損傷しないよう十分注意すること。また、乙に起因し損傷した場合は、乙の負担にて原状に復旧すること。  
その他、損傷を発見した場合については、直ちにその状況を甲に報告するものとする。

## 第9節 守秘義務

### 1. (個人情報保護)

乙は、久留米市個人情報保護条例等を遵守し、管理上知り得た情報等の一切について他人に漏らしてはならない。このことは、労働時間内外を問わず、また、その職を退いた後も同様とする。

## 第10節 追記事項

### 1. (暴力団排除に関する事項)

請負者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたことにより、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

### 2. (下請け契約に関する事項)

乙は、当該業務の下請施工に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置及び下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、乙は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

令和2年度 第鳥委-1号		設計		精算				
委託価格								
件名 久留米市鳥類センター管理業務委託								
場所		令和2年度4月1日～ 令和3年3月31日						
設計		久留米市東櫛原町1667中央公園内						
の 大 要								
委託明細								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			別紙内訳書のとおり					

本委託費内訳書(1)

費目 工種 種別 細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
久留米市鳥類センター清掃業務	1式				第 1号 明細書
久留米市鳥類センター給餌	1式				第 2号 明細書
久留米市鳥類センター施設管理業務	1式				第 3号 明細書
久留米市鳥類センター受付等業務	1式				第 4号 明細書
くるめ市民流水プール植栽等管理工	1式				第 5号 明細書
直接委託費 計					
共通仮設費	1式				%
純委託費 計					
現場管理費	1式				%
委託原価 計					
一般管理費	1式				%
委託価格 計					

本委託費内訳書(2)

費目	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
飼料代								
総委託価格	計							
消費税相当額		10 %	式				10 %	
本委託費	計							

## 第1号明細書

久留米市鳥類センター清掃業務

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	単 価	金 領	摘要	要	代価番号
動物舎清掃 (リスザル) 水洗い清掃含む	350	回			8月を除く毎月第2月曜及び年末年始は休園		
動物舎清掃 (キツネ) 水洗い清掃含む	350	回					
動物舎清掃 (タヌキ) 水洗い清掃含む	350	回					
ふれあい広場清掃 マーラ舎含む	350	回					
動物舎清掃 (ペンギン) 水洗いのみ	240	回					
動物舎清掃 (ペンギン) プール清掃	96	回					
ドーム内清掃 通路+餌場	350	回					
動物舎清掃 (ハニコン) ウイハコ	350	回					
動物舎清掃 (キンカオサチヨウ)	350	回					
動物舎清掃 (日本鶴) 5部屋	350	回					
動物舎清掃 (ふれあい動物)	350	回					
動物舎清掃 (5連) 水洗い清掃	350	回					

## 第1号明細書

## 久留米市鳥類センター清掃業務

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 额	摘要	要	代価番号
動物舎清掃 (14連) 水洗い清掃含む	350	回					
動物舎清掃 (クジャク)	350	回					
動物舎清掃 (シロクジャク)	350	回					
動物舎清掃 (マクジャク)	350	回					
動物舎清掃 (17連)	350	回					
動物舎清掃 (猛禽類) 7部屋	350	回					
動物舎清掃 (パツマウス)	350	回					
動物舎清掃 (ケツリクガメ)	350	回					
動物舎清掃 (傷病サギ類)	350	回					
動物舎清掃 (カゴ鳥類他)	350	回					
動物舎清掃 (傷病野鳥保護)	350	回					
動物舎清掃 (コールダック)	120	回					

## 第 1 号 明細書

久留米市鳥類センター清掃業務

1式

名 称	規 格	数 量	单 位	单 価	金 额	摘 要	代 価 番 号
動物舎清掃 (小鳥)		120	回				
動物舎清掃 (トキ)	池清掃	48	回				
動物舎清掃 (トキ)		96	回				
動物舎清掃 (ヤギ)	池清掃	48	回				
動物舎清掃 (ヤギ)		96	回				
動物舎清掃 (ダチョウ)		96	回				
動物舎清掃 (レア)		96	回				
動物舎清掃 (エミュー)		96	回				
動物舎清掃 (ヒクイドリ)		96	回				
動物舎清掃 (ツル)		96	回				
動物舎清掃 (タンチョウ)	池清掃	96	回				
動物舎清掃 (水禽)		96	回				

## 第1号明細書

## 久留米市鳥類センター清掃業務

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 領	摘要	要	代価番号
動物舎清掃 (水禽) 舎内、池清掃	96	回					
動物舎清掃 (フライング) 6区画	96	回					
園内清掃 軽清掃	113	ヶ					
便所清掃 小便器・床・壁含む	2,800	基					
便所清掃 大便器・床・壁含む	3,500	基					
便所清掃 身障者・床・壁含む	700	基					
事業所用ゴミ袋 大	2,500	枚					
ふれあいコーナー清掃 水洗い清掃含む	350	回					
ふれあいコーナー清掃 壁面清掃	48	回					
計							

## 第 2 号 明細書

久留米市鳥類センターグル

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 额	摘 摘 要	代価番号
動物給餌 (リスザル) 調理含む	365	回				
動物給餌 (キツネ) 調理含む	365	回				
動物給餌 (タヌキ) 調理含む	365	回				
動物給餌 (マーラ) 調理含む	365	回				
動物給餌 (ペンギン) 調理含む	365	回				
動物給餌 (ドーム内) 調理含む	365	回				
動物給餌 (コンゴウインコ) 調理含む	365	回				
動物給餌 (オウサチヨカ) 調理含む	365	回				
動物給餌 (日本鳩) 調理含む	365	回				
動物給餌 (ふれあい動物) 調理含む	365	回				
動物給餌 (5連) 調理含む	365	回				
動物給餌 (14連) 調理含む	365	回				

## 第2号明細書

## 久留米市鳥類センター給餌

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要	代 値 番 号
動物給餌(クジャク) 調理含む	365	回				
動物給餌(シロクジャク) 調理含む	365	回				
動物給餌(マクジャク) 調理含む	365	回				
動物給餌(17連) 調理含む	365	回				
動物給餌(猛禽) 調理含む	365	回				
動物給餌(パンダマウス) 調理含む	365	回				
動物給餌(ケヅリクガメ) 調理含む	365	回				
動物給餌(傷病野鳥) 調理含む	365	回				
動物給餌(コールダック) 調理含む	365	回				
動物給餌(小鳥) 調理含む	365	回				
動物給餌(トキ) 調理含む	365	回				
動物給餌(ヤギ) 調理含む	365	回				

第2号明細書

久留米市鳥類センターグループ

1式

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 额	摘 要	代価番号
動物給餌(ダチヨウ) 調理含む	365	回				
動物給餌(レア) 調理含む	365	回				
動物給餌(エミュー) 調理含む	365	回				
動物給餌(ヒクイドリ) 調理含む	365	回				
動物給餌(ツル) 調理含む	365	回				
動物給餌(タンチョウ) 調理含む	365	回				
動物給餌(フライング) 調理含む	365	回				
動物給餌(傷病サギ) 調理含む	365	回				
動物給餌(カゴ鳥類他) 調理含む	365	回				
計						



## 第4号明細書

久留米市鳥類センター受付等業務 1式

名 称	規 格	数 量	单 位	单 缴	金 额	摘要	要	代価番号
受付員		4,462	時間					
移動動物園補助		100	時間					
イベント補助		100	時間					
計								

## 第 5 号 明細書

## &lt;るめ市民流水プール植栽等管理工 1式

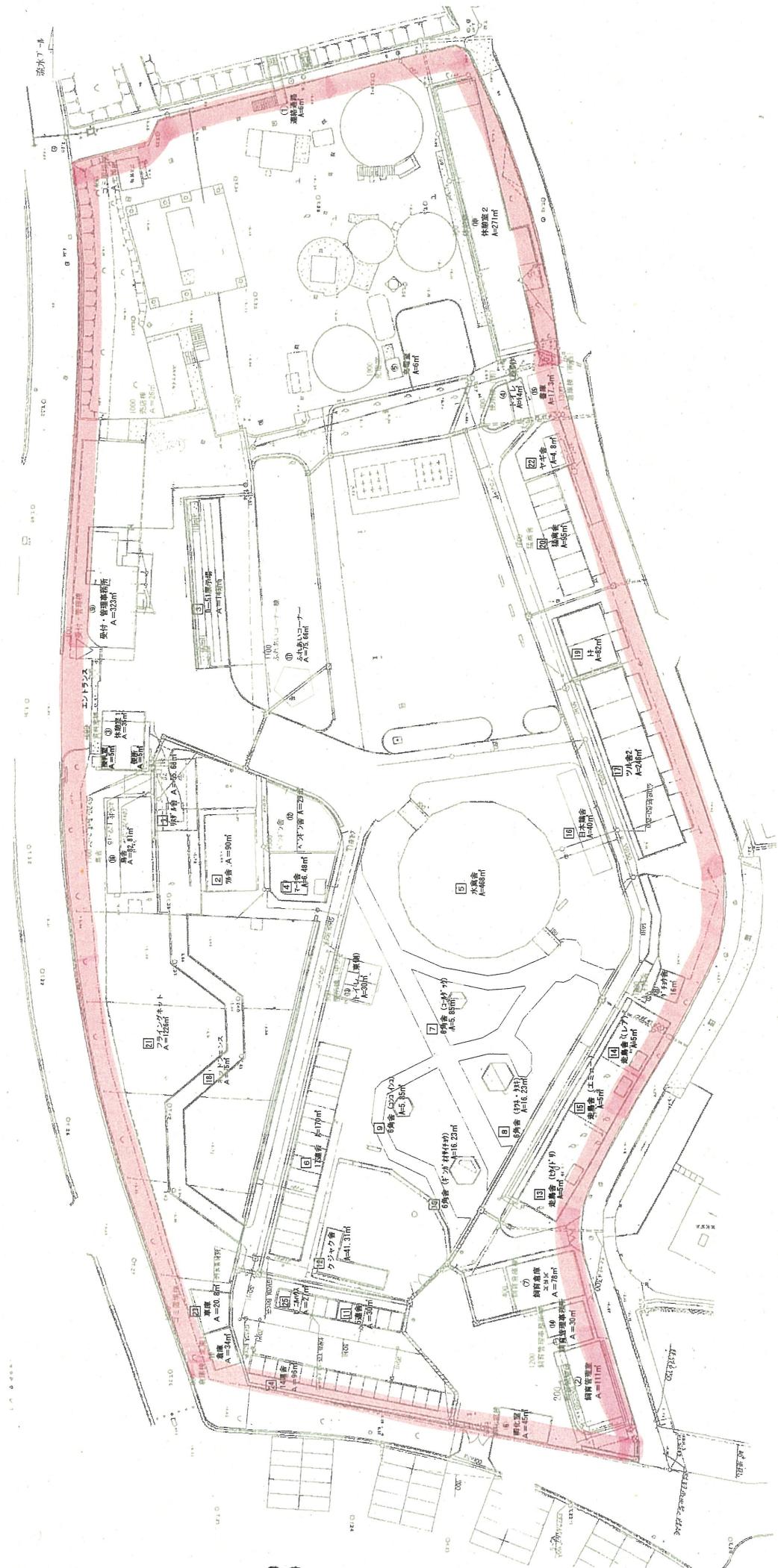
名 称・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要	要	代 價 番号
機械除草(肩掛け) 疎 集草あり	2,360	m <sup>2</sup>					
手抜き除草 疎	1,180	m <sup>2</sup>					
生け垣剪定 (トリマ) H=2.0m内外	140	m					
計							





**久留米市鳥類センター管理業務委託 数量表**

明細	地区名	工種	規格・形状	令和2年度				備考
				基本数量	単位	回数	設計数量	
施設管理業務	園内 合計	チップ敷き均し工	人力	1	回	2	2	
							2	
施設管理業務	園内 合計	山砂敷き均し工	人力	1	回	4	4	
							4	
施設管理業務	園内 合計	残土処理	運搬距離10km、処分費含む	1	回	2	2	
							2	
受付業務	合計	受付員		12.75	時間	350	4,462	時間 7.75h+5h
							4,462	時間 =12.75h
受付業務	合計	移動動物園補助		1	時間	100	100	時間 50回*2h/回
							100	時間 (4~6.10.11.3月の火・木)
受付業務	合計	イベント補助		1	時間	100	100	時間 50回*2h/回
							100	時間 (毎週日曜日 50週/年)
植栽管理業務	流水プール 合計	機械除草(肩掛式)	疎 集草あり	1,180	m <sup>2</sup>	2	2,360	m <sup>2</sup>
							2,360	m <sup>2</sup>
植栽管理業務	流水プール 合計	手抜き除草	疎 集草あり	1,180	m <sup>2</sup>	1	1,180	m <sup>2</sup>
							1,180	m <sup>2</sup>
植栽管理業務	流水プール 合計	生け垣剪定(トリマー)	H=2.0m内外	140	m	1	140	m
							140	m
※350回・・・8月を除く毎月第2月曜日=11日、年末年始(12/29.30.31.1/1)=4日 計15日間				365	-	15	=	350
数量根拠								
100以上・・・・・・・・・ 少数点以下切捨て								
100以上～100未満・・・・ 少数点第2位切捨て								
10未満・・・・・・・・ 少数点第3位切捨て								



## 久留米市鳥類センター 管理区域

#7 (5分)

7-2-2-1

